

令和5年 第6回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年6月22日(木) 午前9時30分～午前11時09分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
 - 議案第113号 農地法第3条の規定による許可申請の件(3件)
 - 議案第114号 農用地利用集積計画の決定の件(1件)
 - 議案第115号 都市計画法第29条第1項第2号に規定する「これらの(農業)業務を営む者の居住の用」の取扱いの件(1件)
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第6回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、6番〇〇委員、7番〇〇委員、両名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第113号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 2,151 m²
〇〇、田、面積 828 m²
〇〇、田、面積 1,314 m²
〇〇、田、面積 594 m²
〇〇、田、面積 1,566 m²
〇〇、田、面積 1,276 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 8,807 m²

贈与

以上です。

受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,078 m²

譲渡人 〇〇

〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 8,807 m²

贈与

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人が高齢で、農業を行ってはいらぬものの、実質長男に引き継いでいます。譲渡人が死亡した後に兄弟間で揉め事にならないよう、長男である譲受人に生前贈与をするというものです。譲受人は既にしっかりと農業を行っており、特に問題ないと思われます。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番及び2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手。

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

受付番号3番
土地の表示 〇〇、田、面積768㎡
譲渡人 〇〇
譲受人 〇〇 耕作面積・768㎡
坪単価 3,000円
以上です。

〇議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人が腰を痛めて農作業ができなくなっており、3人の子も親元を離れているという状況の中、〇〇の〇〇で花屋を営んでいる譲受人が苗を植えたということで今回の申請に至ったものです。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手。

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第114号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の審議について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。

〇事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 4年11か月

利用権の設定を行う件数 13件

利用権を設定する面積 11,244 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 2年11か月

利用権の設定を行う件数 4件

利用権を設定する面積 3,188 m²

利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年11か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 2,350 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第114号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案115号都市計画法第29条第1項第2号に規定する「これらの（農業）業務を営む者の居住の用」の取扱いの件について、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

この取扱いは、平成24年3月30日の農業委員会総会において議決されたもので、農業を営むものの定義等について定めています。現在は、この取扱いの中の、（農業従事者証明）により、「建築確認申請に添付する農業を営む者であることの証明は、農業委員会が交付する農業従事者証明（様式第1号）によるものとする。」と定めております。

農業従事者証明は、取扱いに基づき、農業従事者であることを証明するもので、耕作面積が10a以上であり、半年以上農作業を行っている者に発行されています。この農業従事者証明は、主に、農家住宅を建築する際の建築確認申請における添付書類として使用されています。現在、農業従事者証明を発行する際は、農家台帳に登載の耕作面積が10a以上あることをもって証明を発行しており、証明を受ける方が本当に農業を営んでいるかどうかまで確認できてお

りません。農業従事者であるかどうかの実態を確認した上で証明書を発行する必要があると考えるため、今後は、農業従事者証明を発行する際に、地元の耕作者に精通している担当地区の農業委員及び推進委員の確認を受けた上で発行したいと思います。

これに伴い、取扱いを改正し、現行の取扱いに、下線部の「証明に当たっては、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が聴き取りを行い、様式第2号をもって確認を行うこととする。」という文言を追記し、3ページの様式第2号「農業従事者確認願」を新たに追加したく存じます。担当地区の農業委員及び推進委員におかれましては、農業従事者確認願の提出がありましたら、どういった作物を耕作しているか、いつごろから農業を始めたのか、年間で何日間程度農業をされているかなどを聴き取っていただき、実際に耕作を行っていること及び半年以上農作業を行っていることのご確認をお願いいたします。以上です。それでは、採決を行います。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

半年以上農業を行っているという確認は、申請者の自己申告を信じるという扱いで良いのでしょうか。確認願の提出があれば、半年間様子を見て署名した方が良いでしょうか。

○○○委員

農家住宅は農業をしている者のための農業施設なので、申請者が農業をしているかしていないか、農地を守ってくれるかということを確認して判を押すべきで、半年間待ったら判を押すとかそういう問題ではないと思います。

○事務局

農家住宅の建築に当たって重要なところは、農業をしていること、今後も農業を続けていく意思があることなので、実際に半年以上農業を営んでいることを確認いただくことは難しいことであると思われませんが、いつ頃から農業を営んでいるのかといった申請者への質問を通して御判断いただければと思います。

○○○委員

確認願を追加することになった経緯を教えてください。

○事務局

県から、この人は本当に農業をしているのかと聞かれた時に、事務局の方では事実確認が難しく回答に窮していたので、今回の提案をさせていただきました。

○○○委員

他県の市町では、農業を営む者の証明として、家族構成や農業従事日数や作っている作物などを記載したものを提出してもらっているところもありますが、農業従事者証明をこれに変えれば、わざわざ農業委員が確認しなくても農業を営んでいることが分かるのではないのでしょうか。

○○○委員

自己申告であればこれまでと変わらないのではないのでしょうか。農業委員が客観的に農業を営んでいるかを確認することで意味があると思います。

○○○委員

農家住宅の建築申請の添付書類の中に、他に何か農業を営んでいるかどうか分かる書類があるのではないのでしょうか。

○事務局

確認します。

○○○委員

今まで特に確認せずに通っていたものを、農業委員が判断して署名するのは負担が大きすぎると思います。

○議長

農業を営むことを確認するという点では、農地法第3条申請の際の確認と同様ではないのでしょうか。

○事務局

一案ですが、一人の農業委員さん、推進委員さんの負担が大きくなってしまいう部分もあると思いますので、証明願がありましたら、農業委員会総会にかけて農業委員会として証明するというのはいかがでしょうか。

○○○委員

確認願を一旦事務局で受け付けて書類上問題がないか確認した上で、農業委員が現地を見たり、聴き取りを行うという方法を取っていただくと負担も軽減されると思います。

○事務局

おっしゃるとおり、農業委員さんが直接行政書士や申請者とやり取りするよりは、事務局を間に挟んである程度把握したうえで農業委員さんをお願いする方が良いと思います。

○○○委員

農家が減少している時代に、農家住宅を建築してくれるのはありがたいことなので、そこにストップをかけてしまうような確認を今追加するのはどうなのかと思います。

○○○委員

事務局を通そうが通さまいが、農業を営んでいることが確認できず証明が出せなかった場合に、その理由を聞かれば農業委員に確認した結果だと言われると思うので、農業委員にかかってくる負担は同じだと思います。

○○○委員

様式第2号を追加することはせずに、証明願が出てきた時に、農業委員会として協議すれば良いと思います。

○○○委員

もし様式第2号を追加するのであれば、質問項目のチェックリストを作成してもらえると助かります。

○事務局

様々な御意見をいただいたので、事務局で再度検討します。

○議長

議案第115号については、次回に持ち越します。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。